

R 7 部活動運営計画

(1) 目標

チームの一員としての自覚を高め、仲間を尊重しながら、集団の規律を**自治**し、共通の目標に向かって困難を乗り越えながら自らを鍛える経験を積むことで、たくましい心と身体を育成する。

(2) 活動計画

① 本校教育活動の一環として、全教員で指導に当たる。

② **全員加入をR5年度から廃止。**

③ 部の新設と廃部について

- ・部は陸上競技、野球、卓球、バスケットボール（男女）、ソフトテニス、水泳、吹奏楽、学芸の8部とする。
- ・部活動の目的にそぐわない状態にある部、大会の選手団を組むことができない少数の部は廃部の方向で検討する。ただし、生徒の強い要望がある時は、一定の期間存続を認め、存廃の最終決定は校長が判断する。
- ・部の新設にあたっては、生徒数、練習場、活動費、指導者の有無、負担を十分に検討し、校長が判断し決定する。

④ 指導者（担当者）について

- ・部担当者は、校長が職員の希望を尊重して全職員に委嘱する。副担当者は、2つの部を兼ねることもある。
- ・特殊事情のあるときは、部担当者会議により解決をはかる。
- ・部活動の専門的指導の確保及び教員の多忙化防止の観点から、「部活動運営に伴う外部指導者の依頼及び承諾に係る取扱規定」の手続きに基づいた外部指導者の登用を認める。

⑤ 活動について

- ・活動にあたり、服装やその他の規律に係る指導については、全部活動共通の事項を定め、遵守させるものとする。
- ・活動は、年間計画に基づき、原則として担当者の監督下で行う。
- ・学校以外の場所での活動は指導者が引率する。
- ・校内での活動は指定場所で行う。
- ・練習後は後始末、清掃をさせる。

⑥ 大会等の参加について

- ・年度初めに、参加する大会等を決め年間計画を作成する。その際、県教委・中学校体育連盟・吹奏楽連盟の指導事項を尊重する。
- ・部活動としての大会参加にあたっては、大会主催者の如何に関わらず、活動における共通の規律を遵守させるものとする。

⑦ 部活動指導方針

・活動時間（原則として）

(夏季) 平日 午後4時（帰りの会終了15分後） から午後6時45分まで

午後7時完全下校

(冬季) 平日 午後4時（帰りの会終了15分後） から午後6時までとし、

最終バスに間に合うように終える。

午後6時10分完全下校

- ・4月から学校祭までを夏季、それ以降を冬季とする。
- ・部担当者は、活動の開始時には活動場所にて、生徒と共に活動を開始する。
- ・部担当者は、部活動終了後は、生徒が退校するまで責任をもって見届けをする。ただし、部活動終了後に別の事情で生徒を残した場合はその先生が責任をもって見届けをする。
- ・学校行事に係る生徒会活動、補習、忘れ物等による居残り以外は、部活動に参加させる。
- ・部活動にはじめから参加できない場合は、事前に必ず部活担当者に報告をさせる。

・休養日（原則として）

平成30年度より大館北秋田地区で示された「中学校運動部活動の休養日と活動時間等に関する確認事項」に従い、以下のように規定する。

学期中・長期休業中に問わず原則として週当たり2日以上休養日を設ける。

(本校では、**水曜日と土曜日または日曜日に1日以上**)

・活動時間（原則として）

1日の活動時間は、長くても平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

(準備や移動、片付けの等、競技のための練習以外の時間は含まないものとする)

(大会や練習試合の場合も同様に計画することを原則とする。)

- ・テスト前は1週間活動しない。ただし、テスト休み期間中及びテスト後1週間以内に中学校体育連盟及び吹奏楽連盟等主催の大会がある場合は、1時間程度の活動を認めるが、事前に保護者等への連絡を確実に行うこと。
- ・学校や公共のルールを守れない場合、必要に応じて、部活動の時間を改善の取組に充てる。
- ・冬季間及び雪が残る間の体育館割当は、部活動担当者会議で協議し、決定する。
- ・校内を走る練習の場合は、安全面に配慮し、中央階段を使用せず一方通行厳守とする。